

(月刊 国際法務戦略 連載)

中国ビジネス・ローの最新実務Q & A

第38回

独資企業の実務 (2)

黒田法律事務所 萱野 純子・山上祥吾

Sumiko Kayano, Shogo Yamagami / Kuroda Law Offices

前回に引き続き、今回も当事務所に問い合わせの多い独資企業（中国語では「外資企業」というが、合弁企業、合作企業を含むとの誤解を避けるため、本稿では「独資企業」という）に関する基本的事項を取り上げることとする。

IV. 独資企業の登録資本の変更

- Q 8 独資企業において登録資本を減少する場合、董事会の全会一致が必要であると聞いたことがあるのですが、独資企業法及び独資企業法実施細則には董事会の全会一致が必要であるとは書かれていません。これは本当なのでしょうか。
- A 8 独資企業において登録資本を減少する場合、董事会の全会一致が必要です。その根拠規定は「外商投資企業の投資総額及び登録資本の調整に関連する規定及び手続に関する対外貿易経済合作部及び国家工商行政管理总局の通知」第2条第1項第1号です。

1. 登録資本の変更の手続的要件

独資企業の登録資本とは、独資企業を設立するために工商行政管理機関に登録する資本総額、即ち外国投資者が引き受けた出資額全額をいう（独資企業法実施細則（以下「実施細則」という）第20条第1項）。

独資企業の登録資本の変更、即ち登録資本の増加、減少及び譲渡の手続について概観すると、登録資本の増加及び譲渡については、審査許可機関の許可及び原登記機関である工商行政管理機関での変更登記手続が必要とされている（実施細則第22条）。また、登録資本の減少については、原則としては認められないが、投資総額及び生産規模等の変化により、確実に減少させる必要がある場合は、審査許可機関の許可を受けるものとされている（実施細則第21条）。

もともと、独資企業法及び実施細則には、登録資本の減少についての原登記機関での変更登記手続を定めた規定はない。また、独資企業法及び実施細則には独資企業の董事会について明確に規定した条項はなく、登録資本の減少につき董事会の全会一致を必要とする条項も存在しない。

しかし、「外商投資企業の投資総額及び登録資本の調整に関連する規定及び手続に関する対外貿易経済合作部及び国家工商行政管理总局の通知」（以下「投資総

額及び登録資本の調整に関する通知」という)が外商投資企業の投資総額及び登録資本の減少について規定している。したがって、独資企業も外商投資企業の1つである以上、同通知の規定が適用され、その第2条第1項第4号により、独資企業の登録資本の減額のためにも原登記機関での変更登記手続が必要とされ、さらに、同第1号により、董事会の全会一致の決議が必要とされている。

したがって、独資企業の定款においては、登録資本の減額についても原登記機関での変更登記手続が必要であること、及び少なくとも登録資本の減額だけは董事会の全会一致事項として定める必要がある。

もともと、独資企業における登録資本の増加及び譲渡については、その定款において董事会の全会一致決議を要すると定める必要はなく、董事会の過半数又は2/3以上の決議で足りると定める例が多い。

2. 登録資本の変更の実体的要件

- (1) 独資企業の登録資本は、その経営規模に相応するものでなければならず、また、登録資本と投資総額との比率は、中国の関係規定に適合するものでなければならないとされている(実施細則第20条)。

この比率を定めた規定として、「中外合弁企業の登録資本と投資総額の比率に関する暫定規定」がある。この規定は、本来中外合弁企業(以下「合弁企業」という)に適用されるものであるが、同規定第6条は「独資企業の登録資本と投資総額の比率については、本規定を参考にする。」としているため、当該規定は独資企業の登録資本と投資総額の比率についても重要な根拠となる。そして、同規定第5条は、「合弁企業が投資額を増やす場合、追加した登録資本と増加した投資額の比率は、本規定によらなければならない。」と規定しており、上記を総合すれば、本規定は、独資企業の登録資本の増加の場合に適用がある。

- (2) また、登録資本の最低額については、独資企業法及び実施細則には制限が設けられていないが、中華人民共和国会社法は、有限責任会社の登録資本について、例えば生産を主とする会社は50万人民元を最低限度とし、これを下回ることができない旨を定めている。そこで、有限責任形態の独資企業にもこの規定が適用されると考えられ、独資企業を設立する場合及び登録資本を減少させる場合には50万人民元以下にすることはできないと解される。

- (3) さらに、「投資総額及び登録資本の調整に関する通知」第1条によれば、次の各号に掲げる事由の1つに該当する外商投資企業は、投資総額及び登録資本の減額をすることができないとされている。したがって、以下の第①号ないし第③号の規定は外商投資企業たる独資企業にもあてはまり、登録資本の減少の要件となっている。

- ① 現行の法律及び法規に登録資本の下限の規定があり、その減額後の登録資本が法定資金額を下回る場合
- ② 外商投資企業に経済紛争があり、かつ、司法手続又は仲裁手続に入っている場合

- ③ 外商投資企業が契約又は定款において生産又は経営規模について最低規模の規定を有し、その減額後の投資総額が当該最低規模を下回る場合
- ④ 中外合作経営企業契約において外国側が投資を先行回収することができる旨が規定され、かつ、既に回収を完了している場合

V. 独資企業に対する出資の方法及びその期限

Q 5 独資企業に対する出資の方法として、どのような方法があるのでしょうか。また、出資は一括して行わなければならないのでしょうか。

A 5 独資企業に対して出資しようとする外国投資者は、外貨、機械、工業所有権、ノウハウ等を価額評価して出資することができ、さらには、審査許可機関の許可を得て、その経営する外商投資企業から獲得した人民元による利益をもって出資することができます。

また、外国投資者は出資を一括して払い込むだけでなく、分割して払い込むこともできます。

1. 独資企業に対する出資の方法

独資企業に対して出資しようとする外国投資者は、自由兌換が可能な外貨をもって出資することができ、機械設備、工業所有権、ノウハウ等を価額評価して出資することもできる。また、外国投資者は、審査許可機関の許可を受けて、その中国国内に投資・経営する他の外商投資企業から取得する人民元による利益をもって出資することもできる（実施細則第25条）。但し、機械設備、工業所有権及びノウハウを出資する場合には、以下のような制限があり、また手続を行う必要がある。

(1) 機械設備の場合

外国投資者が機械設備を価額評価して出資する場合には、当該機械設備は独資企業の生産に必要とされるものでなければならず、また、当該機械設備の価額評価は、同種の機械設備のその時点の国際市場における正常な価額を上回るものであってはならない（実施細則第26条）。

現物出資する機械設備については、名称、種類、数量、価額評価等を含む、詳細な価額評価出資明細書を作成し、独資企業設立申請書の付属書類として、一括して審査許可機関に届け出なければならない（実施細則第26条）。

現物出資する機械設備が運送され中国の港に到達したときは、独資企業は、中国の商品検査機構に報告し、検査を申請しなければならず、当該商品検査機構が検査報告を発行する（実施細則第28条）。現物出資する機械設備の種類、品質及び数量と外国投資者が審査許可機関に届け出た価額評価出資明細書に記載された機械設備の種類、品質及び数量とが一致しない場合には、審査許可機関は、外国投資者に期限を定めて是正を求める権限を有する（実施細則第28条）。

(2) 工業所有権及びノウハウの場合

外国投資者が工業所有権及びノウハウを価額評価して出資する場合には、当該工業所有権及びノウハウは外国投資者自らが所有するものでなければならない（実施細則第27条）。また、当該工業所有権及びノウハウの価額評価は、国際的に通用する価額評価原則と一致するものでなければならない。当該評価金額は、独資企業の登録資本の20%を超過してはならない（実施細則第27条）。

現物出資する工業所有権及びノウハウには、所有権証書の写し、有効な状況及びその技術性能、実用価値並びに価額評価の計算根拠及び基準等を含む詳細な資料を作成し、独資企業設立申請書の附属書類として、一括して審査許可機関に届け出なければならない（実施細則第27条）。

現物出資された工業所有権及びノウハウを実施した後、審査許可機関は検査を行う権限を有する。当該工業所有権及びノウハウと外国投資者が事前に提供した資料とが一致しない場合には、審査許可機関は、外国投資者に期限を定めて是正を求めることができる（実施細則第29条）。

2. 独資企業の出資の期限

実施細則第30条によれば、外国投資者は、出資を分割して払い込むことができる。しかし、自由に出資を分割して払い込むことができるのではなく、以下のような一定の制限がある。

- (1) 外国投資者の出資の払込期限は、独資企業設立申請書及び独資企業の定款に明記しなければならない（実施細則第30条）。
- (2) 第1回目の出資は、外国投資者が引き受けた出資額の15%を下回ってはならず、かつ、独資企業営業許可証の発行の日から90日以内に全額を払い終えなければならない（実施細則第30条）。
- (3) 実施細則第30条によれば、最終回の出資は、営業許可証の発行の日から3年以内に全額を払い終えなければならないと規定されている。しかし、「外商投資企業の審査許可及び登記管理のさらなる強化に係わる関連問題に関する通知」第6条には、以下の通り、より詳細にその出資期限が規定されている。
 - ① 登録資本が50万米ドル以下（50万米ドルを含む）の場合は、営業許可証が発給された日から1年以内に資本の全額を払い込まなければならない。
 - ② 登録資本が50万米ドル以上、100万米ドル以下（100万米ドルを含む）の場合は、営業許可証が発給された日から1年半以内に資本の全額を払い込まなければならない。
 - ③ 登録資本が100万米ドル以上、300万米ドル（300万米ドルを含む）の場合は、営業許可証が発給された日から2年以内に資本の全額を払い込まなければならない。
 - ④ 登録資本が300万米ドル以上、1000万米ドル（1000万米ドルを含む）の場合は、営業許可証が発給された日から3年以内に資本の全額を払

い込まなければならない。

- ⑤ 登録資本が1000万米ドル以上の場合は、出資期限は審査許可機関が実情に応じて査定する。

なお、外国投資者が各回の出資を払い込んだ後に、独資企業は、中国の公認会計士に検査をさせて出資検査報告を発行させ、それを審査許可機関及び工商行政管理機関に届け出なければならない（実施細則第32条）。

外国投資者が、上記（2）の期間内に第1回目の出資を払い込まない場合には、独資企業許可証書は自動的に効力を失い、独資企業は、工商行政管理機関に抹消登記手続きを行い、営業許可証を返還しなければならない（実施細則第30条）。正当な理由なしに期限を経過した後、30日以内に出資しない場合にも同様である（実施細則第31条）

VI. 独資企業の会計

Q10 当社は中国に独資企業を設立する予定の日本企業ですが、中国の法規上、独資企業における会計書類の作成は中国語で行えばよく、日本語で作る必要はないとされていると思うのですが、この通りでしょうか。

A10 確かに、独資企業法及び実施細則には、外国語での会計書類の作成を義務づけている規定はありません。しかし、出資者である日本企業が当該独資企業の経営状態を正確に把握するためにも、同時に日本語により会計書類を作成することをお勧めします。

独資企業が自ら作成する会計証明書、会計帳簿及び財務諸表は、中国語で作成しなければならないが、外国語で作成する場合には、中国語で注釈を加えなければならないとされる（実施細則第59条）。そして、年度財務諸表と清算財務諸表は中国の公認会計士に検査をさせ、かつ、報告書を発行させなければならない（実施細則第60条第3項）、この年度財務諸表及び清算財務諸表は、上記の中国公認会計士の報告書とともに、財務機関及び税務機関に届け出て、かつ、審査許可機関及び工商行政管理機関に届け出なければならない（同第4項）。また、独資企業は、財務機関及び税務機関に、年度貸借対照表及び損益計算書を届け出て、かつ、審査許可機関及び工商行政管理機関に届け出なければならない（実施細則第62条）。

そして、これらの規定からすると、上記の書類の作成は中国語のみを用いて行えばよいかのように思われるところである。

この点、中外合弁企業（以下「合弁企業」という）においても、中外合弁企業法実施条例第73条第2文においては、「私製の証拠、帳簿、財務諸表は全て中国語で記入し、また、同時に合弁各当事者が取決めた1種類の外国語で記入することができる。」と規定されており、外国語での会計書類の作成は義務とされていないが、合弁企業においては外国投資者と利害対立しうる中国側投資者が存在するために、どの企業も外国語での会計書類の作成を行い、これにより当該合弁企業の会計状態をチェックしている。

もつとも、独資企業においては中国投資者が存在しないため、中国語の会計書類の内容を正確に反映した日本語版を独資企業において作成させてまで、独資企業の会計状態をチェックする必要はないのではないかという疑問が生じる。

しかし、例えば独資企業が外国語（日本企業が出資したのであるならば日本語）でこれらの書類を作成しないということは、例えば日本企業が任命派遣した会計部門を担当するスタッフが中国語に堪能でない限り、中国語のみで記載された会計書類の内容を完全に理解できず、独資企業の会計状況のチェックが非常に困難となる。特に、出資者である外国企業が連結決算を行う際、中国語の会計書類だけでは非常に不便であり、決算に支障をきたしかねない。また、董事会においても、董事が中国語に堪能でない場合、自らが十分に理解できない中国語のみで記載された財務諸表の内容を議論し、承認しなければならないことになる。こうした事態を避け、独資企業の会計状況を正確に把握するため、多くの独資企業はその定款において、中国語及び外国語（日本企業による出資であるなら日本語）での財務諸表の作成を義務づけ、かつ実行している。そして、これにより財務諸表に現れる様々な問題点を容易に把握することができることになる。

なお、このことは、独資企業において作成されるその他の重要文書（例えば董事会の議事録）の作成においても同様である。

Q11 独資企業において、いわゆる三項基金の積み立てに関し、何か制限があるのでしょうか。

A11 独資企業においては、三項基金のうちの予備基金及び従業員奨励福利基金を控除することが強制されています。控除比率については、予備基金は、税引後利益の10パーセント以上、登録資本の50パーセントになるまで積み立てることが強制されていますが、従業員奨励福利基金は独資企業が自ら確定できます。

これに対し、独資企業においては企業発展基金の積み立ては強制されていません。

いわゆる三項基金とは、予備基金、従業員奨励福利基金及び企業発展基金をいう。このうち、予備基金とは、法律、行政法規の規定に従って純利益から控除されるものであり、許可を経て欠損の填補及び増資に用いられる基金をいう（企業会計制度第83条第2項第1号。なお、外商投資企業会計制度は、2002年1月1日より廃止され、外商投資企業も中国国内資本の企業と同様の企業会計制度に従うこととなった。）。企業発展基金とは、法律、行政法規の規定に従って純利益から控除されるものであり、企業の生産拡大及び許可を経て増資に用いられる基金をいう（同条項第2号）。この点、従業員福利基金については上記企業会計制度に定義が記載されていないが、外商投資企業会計制度第57条第2項によれば、従業員の臨時賞与又は各種の集団福利に引き当てなければならない、それによって形成された建物施設等の資産は企業の財産とすることはできないと規定されており、その後もその性質に変更はないといえよう。

そして、独資企業においては、中国税法の規定に従って所得税を納付した後の利益から、予備基金及び従業員奨励福利基金を控除しなければならず、そのうちの予備基金の控除比率は税引後利益の10パーセントを下回ってはならず、累計控除額が登録資本の50パーセントに達したときは控除を中止することができる。他方、従業員奨励福利基金の控除比率は、独資企業が自ら確定するものとされている（実施細則第58条第2項）。しかし、企業発展基金については独資企業法及び実施細則に規定はなく、控除が強制されていない。そして、三項基金を控除した後になお残額がある場合には配当することができる。

これに対して、合弁企業においては、予備基金、従業員奨励福利基金、企業発展基金の控除が強制され、その控除比率は全て当該合弁企業の董事会が確定するものとされている（中外合弁企業法実施条例第76条第1項）。